

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションわかば	広島市安佐北区可部町大字桐原823	令和7年1月1日	令和12年12月31日
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション安佐南	広島市安佐南区八木八丁目5番30号 ハイタウン堀田602	令和7年5月1日	令和13年4月30日
すまいる訪問看護ステーション	広島市中区住吉町13番10-201号	令和7年5月1日	令和13年4月30日